

笠間市が管理する公共施設の受動喫煙防止対策について

1. 現状と今後の方向性

笠間市では、平成24年2月に世界保健機関（WHO）が提唱する健康都市の理念を踏まえ、「健康都市かさま宣言」を行った。

WHOは、喫煙や受動喫煙が様々な疾病の原因の一つであることから、「100%禁煙の環境をつくる」と示していること、厚生労働省通知において、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」、「官公庁や医療機関においては、全面禁煙とすることが望ましい」と示していることから、笠間市が管理する施設においても平成25年より段階的に敷地内全面禁煙を実施してきた。

今後、より効果的な受動喫煙防止対策を実施するためには、禁煙の環境を整備するとともに、喫煙による健康被害について正しい知識の普及を図り、受動喫煙についての理解、喫煙マナーを身につけるための取り組みが必要であることから、多数の者が利用する笠間市が所有、管理する施設について、「笠間市が管理する公共施設の受動喫煙防止対策に関する指針」を示し、各施設を利用する市民の健康の保持・増進を図る。

2. 指針の概要

平成29年7月から12月までの間に各施設所管課等と関係課会議・個別ヒアリングを実施し、別紙のとおり指針を作成した。指針の概要については以下のとおり。

《指針の概要》

- ①指針の対象となる施設は、笠間市が所有、または管理する施設とする。
- ②対象施設の受動喫煙対策は、原則、敷地内全面禁煙とする。
- ③敷地内全面禁煙が極めて困難である場合は、当面の間、建物内全面禁煙としたうえで、基準を遵守した喫煙可能区域を設定するなどの措置を講じ、将来的に敷地内全面禁煙に移行する。
- ④禁煙の環境を整備するとともに、喫煙による健康被害について正しい知識の普及を図り、受動喫煙についての理解、喫煙マナーを身につけるための措置を講ずる。

3. 今後の受動喫煙防止対策の進め方

《人の健康づくりのための対策》

- ①喫煙による健康被害について正しい知識の普及啓発を図り、禁煙を目指すことができるような措置を講じる。
- ②受動喫煙についての正しい理解、喫煙マナーを身につけることができるよう措置を講じる。

《環境づくりのための対策》

- ①共生の視点を持ちつつ、指針に基づき、各施設管理者が受動喫煙防止対策について方向性を決定する。
- ②喫煙所等を設置・改修する場合には、指針に記載の基準等を遵守し、必要な措置を講じる。

※関係課会議等の結果を踏まえ、平成30年度に受動喫煙防止対策（喫煙所等の設置・改修等）を実施するとされた施設は、別紙のとおり。

- ③施設管理者は、市民等に対し、受動喫煙防止対策の方法・主旨について周知するとともに理解と協力を得る。
- ④施設管理者は、敷地内に喫煙可能区域を設定した場合は、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように必要な措置を講じる。

厚生労働省「新しい分煙効果の基準」

屋内における有効な分煙条件

1) 排気装置（屋外へ強制排気）による場合	
判定場所その1 喫煙所と非喫煙所との境界	(1)デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し漏れ状態を確認する（非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと） (2)非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（0.2m/s 以上）
判定場所その2 喫煙所	(1)デジタル粉じん計を用いて時間平均浮遊粉じん濃度が 0.15mg/m ³ 以下 (2)検知管を用いて測定した一酸化炭素濃度が 10ppm 以下
2) 空気清浄機による場合	
判定場所その1 喫煙所と非喫煙所との境界	(1)デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し漏れ状態を確認する（非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと） (2)非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（0.2m/s 以上） (3)ガス状成分について適切な方法で濃度を測定し、喫煙所からの漏れ状態を確認する（現在、その手法は確立されていない）
判定場所その2 喫煙所	(1)デジタル粉じん計を用いて時間平均浮遊粉じん濃度が 0.15mg/m ³ 以下 (2)検知管を用いて測定した一酸化炭素濃度が 10ppm 以下 (3)ガス状成分について適切な方法で濃度を測定し、その値がある一定以下であること（現在、その手法は確立していない）

平成30年度 笠間市受動喫煙防止対策実施施設

所管課	施設名	種別	施設利用状況 ※所管課から聴取	現行	受動喫煙防止対策
スポーツ振興課	笠間市総合公園	体育施設	◆不特定多数 （児童・高齢者含む） ◆滞在時間が長時間	建物内全面禁煙	喫煙場所の改修 （予定）
スポーツ振興課	市民体育館	体育施設	◆不特定多数 （児童・高齢者含む） ◆滞在時間が長時間	建物内全面禁煙	喫煙場所の改修 （予定）
商工観光課	工芸の丘	観光施設 ※宿泊機能なし	◆不特定多数 （児童・高齢者含む） ◆イベント時は万単位の 利用者	建物内全面禁煙	喫煙場所の新規設置 （予定）

笠間市が管理する公共施設の
受動喫煙防止対策に関する指針

笠間市
平成30年2月

1. 目的

この指針は、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に基づき、多数の者が利用する笠間市が管理する施設の受動喫煙防止対策を定め、受動喫煙が健康に与える影響等を排除するため、市の施設において講ずべき対策を示すことにより、市民の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

2. 笠間市における受動喫煙防止対策の基本的な考え方

笠間市では、平成24年2月に世界保健機関（WHO）が提唱する健康都市の理念を踏まえ、「健康都市かさま宣言」を行った。

世界保健機関（WHO）は、喫煙や受動喫煙が様々な疾病の原因の一つであることから、「100%禁煙の環境をつくる」と示していること、厚生労働省通知において、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」、「官公庁や医療機関においては、全面禁煙とすることが望ましい」と示していることから、笠間市が管理する施設においても平成25年より段階的に敷地内全面禁煙を実施してきた。

また、より効果的な受動喫煙防止対策を実施するためには、「人の健康づくり」と「生活を支える環境づくり」の多分野にわたり、健康都市づくりを推進していくことが重要である。禁煙の環境を整備するとともに、喫煙による健康被害について正しい知識の普及を図り、受動喫煙についての理解、喫煙マナーを身につけるための取り組みが必要である。

3. この指針に係る定義

(1) 受動喫煙

室内または、これに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされること。

(2) 施設管理者

対象施設を所管する課等の長

(3) 敷地内全面禁煙

対象施設を構成する建物および敷地における喫煙を全面的に禁止すること。

(4) 建物内全面禁煙

対象施設の建物内における喫煙を全面的に禁止すること。

4. この指針の対象となる施設

笠間市が所有するまたは、管理する施設とする。

5. 笠間市が実施する受動喫煙防止対策

(1) 人の健康づくりのための対策

①喫煙による健康被害について正しい知識の普及啓発を図り、禁煙を目指すことができるよう必要な措置を講じるものとする。

②関係機関と連携を図りながら、受動喫煙についての正しい理解、喫煙マナーを身につけることができるよう必要な措置を講じるものとする。

(2) 環境づくりのための対策

①施設管理者は、不特定多数の市民が利用する公共の場である市の施設については、共生の視点を持ちつつ、受動喫煙による心身の健康に及ぼす悪影響を十分に考慮すること。

②対象施設の受動喫煙対策としては、原則、敷地内全面禁煙によるものとする。ただし、敷地内全面禁煙が極めて困難である場合は、当面の間は、建物内全面禁煙によるものとし、かつ、下記基準による喫煙可能区域を設定するなどの措置を講ずるものとし、将来的に敷地内全面禁煙に移行すること。

ア) 建物内全面禁煙を実施する対象施設においては、建物の外に喫煙場所を設置すること。

イ) 喫煙場所の設置においては、たばこの煙が建物内や近隣施設に流れないように、対象施設の出入口から直線で20メートル以上離すなど、必要な措置を講ずること。

ウ) 喫煙場所を設置する場合は、別記厚生労働省「新しい分煙効果判定の基準」を遵守すること。

③施設管理者は、市民等に対し、受動喫煙防止対策の方法および主旨についてポスター掲示等により周知するとともに理解と協力を得るものとする。

④施設管理者は、敷地内に喫煙可能区域を設定した場合は、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように必要な措置を講ずるものとする。

6. 実施時期

この指針は、平成30年4月1日から適用する。ただし、対象施設の状況、社会状況の変化をふまえ、適時見直しを行うものとする。

7. この指針の推進方策

この指針を効果的に進めるために、喫煙者と非喫煙者の個人間の問題とせず、組織的に推進していくこと。